

特定小型原動機付自転車

について

一定の基準に該当する車両について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。～令和5年7月1日から～

免 許 必 要

一般原動機付自転車

法定速度30km/h

(電動機の定格出力により、一部自動二輪車等に該当)

免 許 不 要

特定小型原動機付自転車

歩道通行不可

構造上 最高速度20km/h以下

特例特定小型原動機付自転車

歩道通行可

構造上 最高速度6km/h以下

普通自転車等及び歩行者等専用の標識が設置された歩道に限る

緑色点灯



最高速度表示灯

緑色点滅



16歳未満は運転禁止！！！！

方向指示器

警音器

前照灯

ブレーキ

必要

- ナンバープレート
- 自賠責保険(共済)の加入
- 道路運送車両の保安基準に適合していること

最高速度表示灯

後部反射器
尾灯・制動灯

特定小型原動機付自転車には基準があります。全ての電動キックボードが免許不要になるものではありません！

詳しい基準やルールなどはこちら



【警察庁ウェブサイト】

※イメージ図

千葉県警察

特定小型原動機付自転車の 主な交通ルール

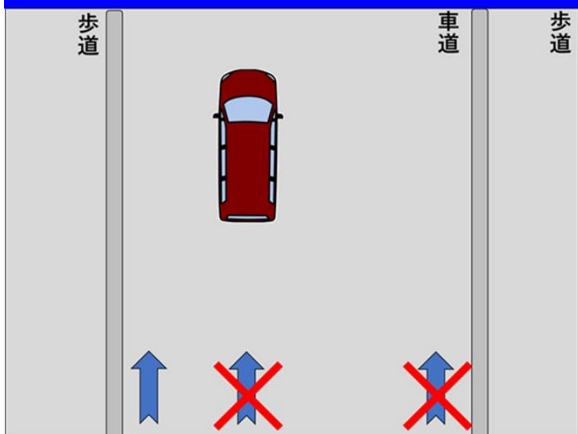
動画で
学ぼう！



【警察庁公式チャンネル】



車道の左端を通行！



※ 自転車道、普通自転車専用通行帯も通行できます

例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識が設置されている歩道を通行することができます。

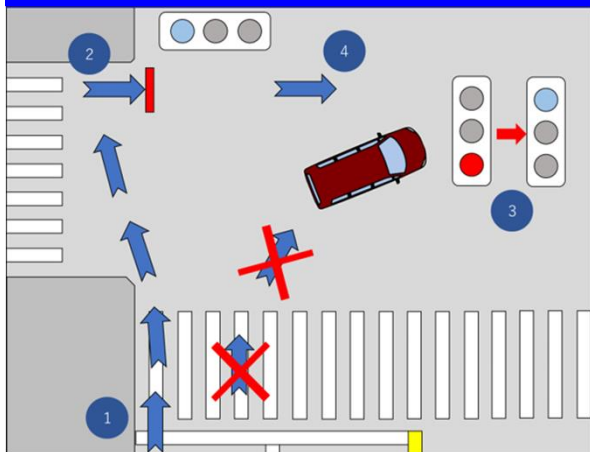


普通自転車等及び歩行者等専用

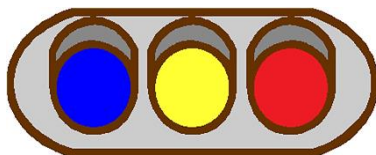
【特例特定小型原動機付自転車とは】

- 最高速度表示灯を点滅
- 時速6キロメートルを超えて加速できない構造

右折は二段階右折！



信号や標識を守る！！



原則として、車両用の信号に従う。



車両進入禁止

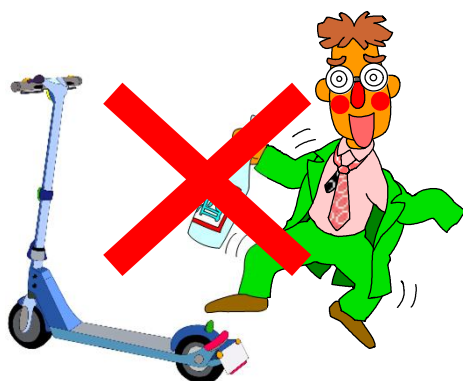


一時停止



一方通行

飲酒運転は禁止！



横断歩道は 歩行者優先！！



ながら運転は禁止！ 二人乗りも禁止！！



ヘルメットを着用しましょう！

交通事故は必ず通報(110番)！！